

平成28年 第4回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成28年第4回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成28年10月24日(月曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第100号 工事請負契約について(平成27年災町道古内平・竜伏線道路災害復旧工事)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
16番	星登志一	議員	17番	室井嘉吉	議員
18番	五十嵐司	議員			

欠席議員(1名)

15番 阿久津梅夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長

渡部正義	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
穴戸英樹	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	館岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

それでは、ただいまより平成28年第4回南会津町議会臨時会を開会します。

都合により欠席する旨、届け出のあった議員は、15番、阿久津梅夫君であります。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、渡部訓正君、11番、山内政君を指名いたします。



◎会期決定の件

○五十嵐 司議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題とします。

今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。



◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第3、議案第100号の議案審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定により、質疑の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限することにいたしますので、簡潔明瞭に質疑されるよう、ご協力をよろしく申し上げます。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。

日程第3、議案第100号 工事請負契約について（平成27年災町道古内平・竜伏線道路災害復旧工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成28年第4回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、今臨時会に提出いたしました議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議案第100号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、昨年9月に発生した関東・東北豪雨災害により被災いたしました町道古内平・竜伏線について、公共土木施設災害復旧事業により実施するものでありまして、平成27年災町道古内平・竜伏線道路災害復旧工事の請負契約について、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、大型ブロック積工一式でありまして、一般土木工事業者7社を指名し、去る10月6日、指名競争入札を執行した結果、請負金額1億562万4,000円で、久米工業株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成29年3月31日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 本工事は、1億円相当でかなりの大きな工事になるわけですが、完成が3月31日ということですので、これから多分ブロックを製作して工事入ると思うんですが、繰り越しを想定されているという考え方でよろしいですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 それでは、お答えいたします。

当初の工期、3月末となっております。1億円を超える工事でございますので標準工期から言えば270日、9カ月ということになっております。繰り越しも想定されるわけですが、今のところ繰り越し承認を得ておりませんので、繰り越し承認が得られれば、それなりの工期まで延期するという考えで今のところおりますので、ご理解願ひます。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 町道古内平・竜伏線というのは、どこからどこまでを言って、そして、何でかっついていいますと、そこからまた農道で、改良工事が糸沢の羽塩地区まで延びているわけですが、そこは多分含まれないのかなというふうに、先ほどちょっと議論にもなったものから、まあ議論というか、申しわけありません、ちょっとどこまでを言っているのか、それ説明をお願いします。そして、場所的には、今回の工事場所は糸沢地区の向かい側だと思うんですが、それについてちょっと説明していただければ幸いです。お願いします。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 まず、古内平・竜伏線でございますが、古内集落から羽塩の岩淵線がございますが、そこまでが古内平・竜伏線という路線になっております。

今回の被災、災害箇所につきましては糸沢の向かい側の川沿いの約延長52mほどの区間が被災しておりまして、それに係る災害復旧工事となっております。

○五十嵐 司議長 よろしいですか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 そうしますと、竜伏線というのは通常、起点から終点を指す形で、何ていうか起点、終点の名前で通常使われているのではないかと思います。竜伏線というのは

終点まで含まれるんですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 古内平・竜伏線という路線名になっておりまして、古内集落から羽塩集落までにつながる路線としては古内平・竜伏線というふうになっております。

〔「それは了解」と言う者あり〕

○阿久津弘典建設課長 はい。被災箇所につきましては、古内平・竜伏線のうちの一部区間の52mほどについて被災箇所というふうになっております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 つまり、私、聞いたのは、終点側が竜伏ってという字名なのかなと、ただ、そうではないんじゃないかというふうに思うんですが、どうですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 字名で言いますと糸沢字竜伏河原という地内が被災箇所というふうになっております。

〔「終点」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 終点が竜伏ということではなく、路線名の起点、終点で言えば古内平から竜伏線という名前になっております。

〔「終点は竜伏か」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 建設課長、どうぞ。

○阿久津弘典建設課長 終点の字名については、確認した後にお答えしたいというふうに思いますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 そうしますと、通常あそこの工事っていうのは、農道で、農道工事で開設をされたというふうに認識をして、その後町道編入をされて、そして、糸沢地区までは大分、一旦早く糸沢集落内の橋のところまで一応開通はしていたわけですね、その後、糸沢そこから羽塩地区まで一応改良になって。ただ、一つの路線としてこの古内平・竜伏線というのがその前段で、糸沢地区まで完成した段階でその町道の路線名がなって、その後で完成した分を延長、延ばして編入したというような認識でよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 議員おただしのとおりであります。

〔「はい、了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにございますか。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 河川でないから、その番地を言われてもわからないけれど、とにかく、農道の向かい側と置いていけばいいんでしょう。部落の向かい側の崩れちゃったところ。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 議員おただしのとおり、国道の向かい側に、旧農免農道で造成した道路がありますが、その部分ということになります。

〔「はい、わかりました」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◆ —————

◎閉議の宣告

○五十嵐 司議長 これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

————— ◆ —————

◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 以上をもちまして、平成28年第4回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

慎重なご審議、まことにありがとうございました。

閉会 午前10時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署名議員 渡部 訓正

署名議員 山内 政